

品川区災害対策基本条例の概要【事業者向け】

◆◆条例における防災の考え方◆◆

災害から生命、身体、財産、暮らし、まちを私たち自身の手で守るため、全ての者が防災に関する目標を共有し、自助、共助、公助に基づき、それぞれが役割を果たし、総力を結集して「しながわの防災力の高度化」を図る。

◆防災対策における事業者の努め

- (1) 管理する施設および設備の安全を確保する。
- (2) 従業員、来訪者等の安全を確保する。
- (3) 災害時は、防災区民組織等との連携および協力を図り、地域の応急活動等を行うよう努める。

* 区は、区民の生命、身体および財産等を災害から保護し、その安全を確保するため、地域防災計画に基づき災害対策を実施し、防災体制を整備する。

1. 予防対策における事業者の役割

- ① 防災に関する事業等への参加による、防災区民組織等との連携および協力
- ② 生活物資等の備蓄
- ③ 業務継続計画の策定 など

* 区は、区の管理する施設の安全性の確保、避難所の整備、災害時要援護者および帰宅困難者に対する施策の推進、防災の普及啓発事業等を実施する。

2. 応急対策における事業者の役割

- ① 従業員、来訪者等の安全確保および初期消火
- ② 従業員の一斉帰宅の抑制
- ③ 防災区民組織と連携し、地域の消火、救出および救護活動に協力 など

* 区は、応急体制の整備、避難所の開設を行う。

3. 復興対策における事業者の役割

- ① 被災者の生活再建、地域社会の復興協力

* 区は国、都、各関係機関等と連携し、速やかに被災した地域の復興に努める。